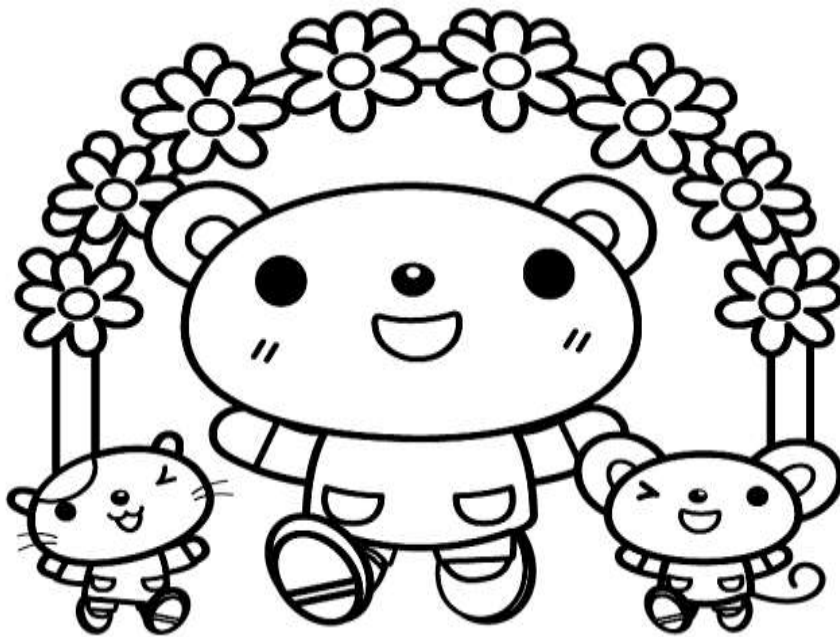


2024年度

入園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人

和秀会

☆ 東光

みやまえ乳児室

〒596-0043

大阪府岸和田市宮前町24番地5号-2F

電話 072(444)0038

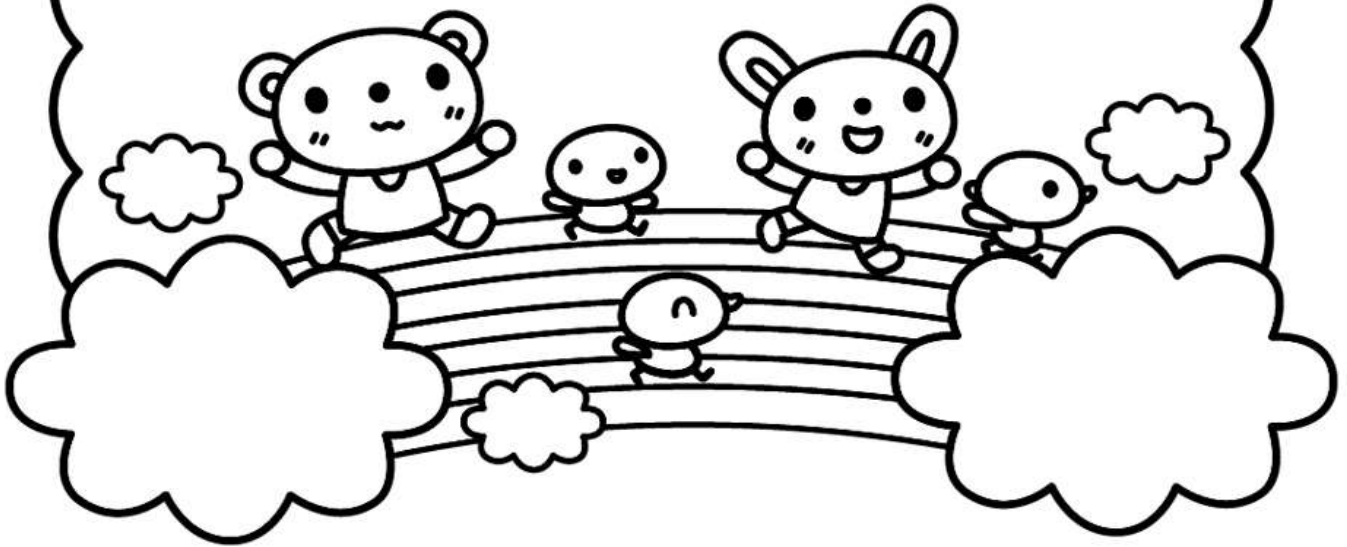
FAX 072(444)0098

はじめに(児童憲章)

1	運営主体	1
2	東光こども園・小規模保育事業(A型)・病児保育事業の概要	1
3	施設の概要	3
4	支給認定ごとの教育・保育の提供する曜日・時間・休園日	3
5	職員体制について	4
6	入園式・進級式について	4
7	4月当初の保育について	5
8	入園時の心構えについて	5
9	東光みやまえ乳児室のクラス編成	5
10	2023年度 年間行事予定	6
11	服装・持ち物について	7
12	園生活に必要なもの(家庭で用意するもの(園で預かるもの))	8
13	乳児室・こども園での基本デイリー	9
14	(独立)スポーツ振興センターの災害共済制度について	8
15	賠償責任保険について	10
16	健康管理について	10
17	発達相談について	12
18	お薬について	12
19	感染症について	13
20	園と家庭との連絡について	15
21	送迎について	14
22	虐待防止について	16
23	個人情報保護に関する基本方針について	16
24	苦情受付窓口設置について	17
25	台風や災害時における保育について	18
26	給食について	20
27	保護者負担について	21
28	保育料等の納入について	22
29	保育料等の徴収方法について	22

児童憲章(抜粋)

児童は人として尊ばれる
児童は社会の一員として重んぜられる
児童はよい環境の中で育てられる



はじめに

乳児室では、子どもたちが集団生活をとおして、遊びや生活、子ども同士の結びつきの中から、子ども自身の力で色々な事を獲得し、成長していくことをめざしています。

また、子どもたちが元気で楽しく日々の生活がすごせるよう、保護者と職員が手をつなぎ、協力しあって教育・保育を行います。

乳児室とは「子ども子育て支援新制度」の中でつくられた、0-2歳児(乳児)を対象にした新たな保育事業です。小規模な施設ですが、行政から認可を受け職員配置や面積などの一定基準をクリアした施設です。少人数で家庭的な雰囲気のもとで保育を行うものです。

※市町村による認可事業(地域型保育事業)の一つである小規模保育事業A型に当てはまります。

3歳児からは「東光こども園」に進級も可能です。

0-2歳児を対象にしていますが、3歳児からは「東光こども園」に進級も可能です。

進級がお子さんの負担なく行えるよう、保育内容はできる限り「東光こども園」に合わせたものに行っています。

東光こども園の主要行事には参加します。 (夕涼み会、運動会、生活発表会をはじめ毎月のお誕生会など)

東光こども園との交流も行います。 (進級級を見据え、定期的に同学年児童との交流を行っていきます。)

1 運営主体(法人概要)

運営者の名称	社会福祉法人 和秀会
代表者氏名	理事長 藪 秀則
所在地	大阪府岸和田市藤井町2丁目13番13号
電話番号	072-436-5100
設立年月日	平成6年8月8日
事業内容	老人福祉事業(特別養護老人ホーム、デイサービス等) 児童福祉事業(幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・病児保育事業)
経営理念	<ul style="list-style-type: none"> 一、親切慈愛の真心をもって、良質で高度なサービスを提供します。 一、地域の皆様が安心して、心のこもったサービスが受けられる施設を目指します。 一、お客様一人ひとりの精神衛生と安全を確保し、絶えず向上心をもって皆様に信頼されるよう努めます。 一、お客様が安心して生活でき、満足と喜びを感じられる施設を目指し、地域社会に貢献します。 一、「家族の気持ち」を大切にします。

2 東光こども園の概要

名 称	幼保連携型認定こども園 東光こども園
所在地	大阪府岸和田市藤井町2丁目10番20号
電話・FAX番号	電話:072-429-1050 FAX:072-429-2050
施設長氏名	園長 藪 洋亮
開設年月日	平成27年4月1日(以前の東光保育園は平成21年4月開設)
利用定員	1号認定子ども(教育標準時間認定) 15人 2号認定子ども(保育認定) 80人 3号認定子ども(保育認定) 0歳:12人 1・2歳:48人

小規模保育事業(A型)の概要

名 称	東光みやまえ乳児室
所在地	大阪府岸和田市宮前町24番地5号の2階
電話・FAX番号	電話:072-444-0038 FAX:072-444-0098
管理者氏名	藪 亞希
開設年月日	平成28年4月1日
利用定員	3号認定子ども(保育認定) 0歳:3人 1・2歳:8人

病児保育事業の概要

名 称	東光みやまえ病児室		
所在地	大阪府岸和田市宮前町24番地5号の2階		
電話・FAX番号	電話:072-440-0038 FAX:072-440-0098		
開設年月日	平成28年4月1日	利用定員	9名程度

<p>本園の基本理念・方針</p>	<p>教育・保育理念</p> <p>本園は、利用する乳児及び幼児(以下「園児」という。)への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな成長・育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども達全ての生命を尊重し、心身ともに健やかに育つよう教育・保育をします。 2. 個性と能力を尊重し、集団生活の中での規律、感性、社会性を身に付け豊かな心を持った子どもに成長するよう教育・保育をします。 3. 知育(頭の良い子)、徳育(心優しい子)、体育(体の丈夫な子)のバランスのとれた教育・保育をします。 4. 快適な生活環境の実現及び子どもと職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図る。 5. 勤務する職員は、自らの品格・人格の陶冶に努め、子ども達に良い感化を与えられるよう教育・保育をします。 <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 本園は、子どもの心身ともに健やかな成長を援助します。 ※ 本園は、保護者の方の就労を支援します。 ※ 本園は、家庭と協力しながら、一緒になって子育てについて考えていきます。 ※ 本園は、地域の子育て支援の中核を担います。 ※ 本園の職員は、自らの家庭生活・社会生活においても、全ての子どもたちの模範となります。
-------------------	--

<p>保育目標</p>	<p>子どもたちが、心身ともにすこやかに育ってほしいと願い、次のような教育・保育目標に基づいて保育します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康な子 規則正しいリズムのある生活をしながら、友だちと一緒に頑張る気持ちや、健康な心と体をやしないます。 2. 思いやりのある子 0歳児から5歳児までの異年齢集団のかかわりの中で、色々なあそびや生活体験をとおして、思いやりや社会性を育て、感受性豊かな子どもにと願っています。 3. ともだちの中で育ちあえる子 同年齢や異年齢の中で、目をかがやかせて生き生きとあそべる子どもに育ってほしいと願っています。 また、着脱や、歯みがき、うがい、排泄等各年齢に応じた範囲で、子どもたちの中で自分で頑張っていることにより、自主自立性をやしないます。そして、各年齢の力に応じた当番活動をとおして、友だちと協力し合う心や、生活の力をやしないます。 4. 自分の思いをゆたかに表現できる子 小学校に入学するまでに、話す力、描く力、つくる力、うたう力等必要な能力を保育教諭の指導のもとに、集団生活の中でつちかい、自分で考えることのできる子どもに育てます。
-------------	--

3 施設の概要(東光みやまえ乳児室・東光みやまえ病児室)

建 物	・鉄骨造2階建て2階部分 延べ床面積96.36㎡(小規模保育事業) 延べ床面積83.61㎡(病児保育事業)
施設の内容	乳児室 ・保育室 面積 56.84㎡ ・保育室 面積 9.39㎡ 病児室 ・保育室 面積 30.78㎡ ・隔離室A 面積 9.39㎡ ・隔離室B 面積 9.39㎡
設備の種類	全室冷暖房完備、全室加湿器付空気清浄機完備

4 教育・保育の提供する曜日・時間・休園日

【東光みやまえ乳児室】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時から18時(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 8時30分～16時30分(8時間) 基本の時間帯
土曜日について	土曜日については、保護者の方がお休みの場合はご家庭での保育をお願いしております。お仕事の方は、土曜日申請を出して頂き、毎月シフトを提出してください。 毎週、木曜日の朝までにチェックカードへの記入もお願い致します。 記入がない場合、欠席と判断させていただきます。
延長保育	【保育標準時間認定を受けた方】 18時～19時(別途追加料金あり) 【保育短時間認定を受けた方】 7時～8時30分、16時30分～18時(別途追加料金あり)
休園日	日曜・国民の祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)

【東光みやまえ病児室】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
保育時間	7時半から18時(10時間半)
延長保育	18時～19時(別途追加料金あり)
休園日	土・日曜・国民の祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)

5 東光こども園:職員体制(2023年4月1日現在)

職名	勤務体系	人数
園長	基本の勤務時間帯(7:00~19:00)	1人
副園長	基本の勤務時間帯(8:40~17:30)	1人
主幹保育教諭	基本の勤務時間帯(8:30~17:20)	2人
保育教諭	基本の勤務時間帯(7:00~19:00)	26人
保育補助	基本の勤務時間帯(7:00~19:00)	2人
看護師	基本の勤務時間帯(8:30~17:20)	1人
栄養士	基本の勤務時間帯(8:30~17:10)	1人
調理員	基本の勤務時間帯(8:30~17:10)	3人
嘱託医	内科検診(年2回)、耳鼻科検診(年1回)、眼科検診(年1回)	3人
嘱託歯科医	歯科検診(年1回)	1人
嘱託薬剤師		1人

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯になることがあります。

東光みやまえ乳児室:職員体制(2024年4月1日現在)

職名	勤務体系	人数
管理者	基本の勤務時間帯(7:00~19:00)	1人
保育教諭	基本の勤務時間帯(7:00~19:00)	4人
保育補助	基本の勤務時間帯(7:00~19:00)	1人

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯になることがあります。

東光みやまえ病児室:職員体制(2024年4月1日現在)

職名	勤務体系	人数
看護師	基本の勤務時間帯(8:30~17:10)	2人
保育教諭	基本の勤務時間帯(7:30~19:00)	2人

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯になることがあります。

6 入園式及び進級式について(新入園児のみ保護者参加)

日時 : 4月1日(月)東光こども園遊戯室にて 午前 9時45分~受付
午前 10時~11時00分

保護者同伴でご参加ください。終了後は一緒に帰っていただきます。

入園式終了後乳児室へ移動していただきます。

服装 : 新入園児については私服でかまいません。在園児0歳児は私服、1歳児以上は園服(体操服)での出席になります。

プログラム: 1)園長挨拶 2)職員の紹介 3)新入園児紹介 4)年長児からプレゼント

持ち物(保護者): 入園のしおり(重要事項説明書)

7 4月当初の保育について

- ・在園児 1日(月)より平常保育
- ・新入園児 1日(月)は、入園式後の保育はありません。

※ 乳幼児という周りから影響を受けやすい子ども達にとっては、はじめての園生活は心身共に疲れやすく、慣れるのにも時間がかかるものです。また、私達保育者にとっても大切なお子さまの事を早く理解し、家庭と共に子育てをしていきたいと考えています。

上記の事から子ども達の心身の負担等を考え、御都合のつく方に限り、入園から約1週間程度、無理なく園生活に慣れていけるよう早いお迎えの御協力を頂いています。ご家庭の都合上、無理な場合は入園当初より通常保育をさせて頂いています。

8 入園時の心がまえについて

はじめて集団生活に入った子どもたちは、環境の変化等で心身共に疲れています。園では集団生活に親しみ、子ども同士の関わり合いの中から子ども自身がいろんなことを体験・体得して、望ましい成長、発達ができるように、ご家庭でも次のことについて十分に気をつけて接してください。

登園まで	<ul style="list-style-type: none">・朝の支度は時間に余裕を持って、朝食は必ず取り、排泄もすませて気持ちよくスタートできるよう家族みんなが協力して下さい。・持ち物の忘れ物や、記入もれがないか確かめて下さい。・子どもの様子や気になることなどありましたら、職員に口頭・連絡帳で伝えて下さい。
帰ってから	<ul style="list-style-type: none">・特に入園当初は心身共に疲れますので、睡眠は十分取らせて下さい。・園からの連絡は、必ず毎日確かめて下さい。・仕事と子育ての両立で大変ですが、子どもと一緒に風呂に入ったり、手作りの食事を囲んだりして親子の触れ合いを大切にして下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none">・食事、排泄、着脱は励ましながら、ひとりでできるように徐々に促すようにして下さい。・基本的な日常の挨拶は大人が手本を示すことで、習慣付けて下さい。・清潔に気をつけて下さい。(着替え、タオル、爪、髪など) 髪の長いお子様は、毎朝髪の毛を束ねてきてください。・休みの日は子どもとゆっくり過ごして、次の日に備えて下さい。

9 東光みやまえ乳児室のクラス編成

年齢(帽子色)	クラス名
0歳児(オレンジ色)	ひよこ組
1歳児(黄緑色)	うさぎ組
2歳児(赤色)	さくら組

※ カラー帽子は卒園までクラスカラーとして同じものを使用します。戸外遊び、お散歩等、子ども達の安全確保のため使用しますので、毎日着帽して登園して下さい。帽子を購入されたい方は事務所、または担任の方までご連絡下さい。

10 2024年度 東光こども園・みやまえ乳児室 行事一覧表

月	保育行事	日 程	備 考
4月	☆入園式	4月1日(月)	新入園児 午後保育なし
	☆クラス懇談会	15日(月)5歳 / 16日(火)4歳 18日(木)3歳 / 24日(水)2歳 26日(金)1歳	各クラスとも17:45~19:00(予定)
5月	☆クラス懇談会	1日(水)0歳 / 1日(水)みやまえ	各クラスとも17:45~19:00(予定)
	こどもの日の集い	5月2日(木)	
6月	虫歯予防デー	6月4日(火)	
	☆おとまり懇談会(5歳児)	6月5日(水)	17:45~19:00
	園外保育(3・4・5歳児)	6月7日(金)	3~5歳児 雨でもお弁当持参
	内科検診	未定	
	☆保育参観	19日(水)みやまえ / 21日(金)こども園	午前中
	歯科検診	未定	
7月	宿泊保育(5歳児)	7月5~6日(金・土)	6日の土曜日、5歳児は保育なし
	七夕の集い	7月5日(金)	
	プール開き	7月9日(火)	各クラスの入水日は後日、お知らせします
8月	☆夕涼み会	8月17日(土)	保育なしの為、お仕事の調整をお願いします。
	プール終了日	8月9日(金)	
9月	☆運動会	9月25日(水)・ 9月28日(土)(保育なし)	雨天の場合9月29日(日) (29日雨天時:東光小学校体育館にて)
11月	作品展	11月2日(土)	時間制になります。
	園外保育(2~5歳児)	11月15日(金)	2~5歳児 雨でもお弁当持参
	民間園おたのしみ会(5歳児)	未定	5歳児 雨でもお弁当持参
	内科検診・フッ素塗布・尿検査	未定	
	防火訓練(消防署来園)	未定	
	耳鼻科検診	未定	
12月	もちつき・ふれあいフェスタ	12月13日(金)	御祖父母上様だけの参加となります
	クリスマス会	12月20日(金)	
	眼科検診	未定	
	保育終了日	12月28日(土)	12月29日~1月5日まではお休みです
1月	保育始め	1月6日(月)	
	新年のつどい・初詣(5歳児)	1月6日(月)	
	十日恵比寿(5歳児)	1月10日(金)	
	☆生活発表会	1月28日(火)・2月1日(土)	(土曜の保育なし)
2月	☆生活発表会	1月28日(火)・2月1日(土)	(土曜の保育なし)
	節分のつどい	2月3日(月)	
	☆5歳児懇談会	2月5日(水)	17:45~19:00
3月	ひなまつりのつどい	3月3日(月)	
	☆クラス懇談会	6日(木)0歳 / 5日(水)1歳 5日(水)みやまえ / 11日(火)2歳 12日(水)3歳 / 13日(木)4歳	各クラスとも17:45~19:00
	おわかれ遠足(5歳児)	3月7日(金)	5歳児 雨でもお弁当持参
	東光小学校交流会(5歳児)	未定	
	おわかれ会	3月13日(木)	
	☆卒園式	3月25日(火)	5歳児 午後保育なし

11 服装・持物等について

	0歳児	1～5歳児
服装	<ul style="list-style-type: none"> ・活動しやすく着脱しやすい服(スカート、吊ズボン・フードつき・タイツは×) ・園帽子 ・運動靴(サンダル・クロックス等は×) <p>※長靴を履いてきた日は、運動靴も置いて下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時は体操服(園服)とクラス帽子 ★1歳児から体操服着用となります。 ※体操服・帽子にワッペンをつけないでください。 (半袖の下の長袖の重ね着・タートルネックの下着・タイツは×) ・体操教室の日は半袖・半ズボン着用(3～5歳児) ・園帽子 ・運動靴(サンダル・クロックス等は×) ※長靴を履いてきた日は、運動靴も置いて下さい。 ・上靴(白無地のバレエシューズに限ります。(ゴムの所が色つきの物・イラストやワンポイント×)(3歳児より)※2歳の後半に用意して頂きます。
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児連絡ファイル(毎日必ず記入して下さい。) ・連絡ノート(1・2歳児は毎日生活欄記入。3歳児以降は伝達がある時にご使用下さい。) ・チャック袋※お手紙を入れて帰ります。(3～5歳児) ・上靴袋(月曜日に持って来てもらい、金曜日に持ち帰ります。)(3歳児より)※2歳の後半に用意して頂きます。 ・バスタオル2枚(リュックが小さいお子さんは、別のカバンに入れて下さい) ☆その他の持ち物は一覧表をご覧ください。 	

☆注意事項

☆髪の毛のパーマや髪染め、ピアスの使用などはおやめください。髪の毛の長い方は毎朝、必ずゴムでまとめるようにして下さい。ヘアピン、カチューシャ、プラスチックの飾り等は小さいものもケガの原因となりますので、使用しないで下さい。

☆服は活動しやすく、着脱の簡単なものを選んでください。
(冬場のジャンパーは活動しやすく、ファスナータイプのものにして下さい。)

☆外靴 (定期的に靴のサイズが合っているかご確認下さい。)

☆上靴 3歳児クラス以上は上靴をご用意ください。(2歳児は1月頃から使用します。)
上靴は白無地のバレエシューズに限ります。
(ワンポイントやゴムの部分が色付きの物は禁止とさせていただきます。)
週末、持ち帰り用の上靴袋をご用意ください。

☆玩具類、お菓子は持って来ないで下さい。

☆通園カバンには、キーホルダーをつけたり、連絡ノートにたくさんのシールを貼ったりするのは、他の園児が欲しがったり、トラブルの原因となりますのでおやめ下さい。

☆下着・衣類・オムツ・タオルなどは保護者の方が必ず不足していないかどうかを確認してください。

☆上靴・バスタオルは毎週金曜日に持ち帰り、ご自宅で洗ってきて下さい。土曜日保育の方は、金曜日に一旦持ち帰り、土曜日持って来て下さい。(夏期…バスタオルのみ水曜日も)

すべての持ち物に名前をはっきりと記入してください。

12 こども園生活に必要なもの

持ち物	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
ビニール袋 ☆0～2歳児 ※年度はじめに各クラス規定のサイズを 1袋ずつ、集めます。	LL サイズ (30×53cm) 100枚	LL サイズ (30×53cm) 100枚	厚手の 45ℓ 黒ゴミ袋 10枚	雑巾 2枚 台ふきん 2枚		
おしりふき(厚手のもの) ☆0歳児のみ ※年度はじめに1つ、集めます。	・0歳児の方のみ、年度はじめに1つ持参 ・3ヵ月からつかまり立ちができるまでは常時、個人で持って来て頂きます。					
哺乳瓶 ☆0歳児の後期食までの子	1本…(乳児食の方はいりません。)					
紙オムツか紙パンツ ※書いている枚数は常時、紙オムツを 使用されている方への枚数です。	7枚(毎日巾着に入れてくる)※毎日持ち帰りをして、補充してください。 ※紙パンツの枚数は個人差があります。(幼児の場合、必要に応じて) ※園貸し出しの場合、オムツを返却して頂くか、50円徴収させていただきます。					
パンツ	必要な時、お知らせします。		3枚	2～3枚	1～2枚	1～2枚
エプロン(袖なし・マジックテープ式のもの)	3枚	3枚	3枚			
口拭きタオル(タオルハンカチ)	3枚	3枚	3枚			
半袖肌着(セパレートのもの)(年間通して)	3枚	3枚	3枚	2枚	1枚	1枚
靴下	1組					
ズボン(タイツ・スカート・吊りズボン不可)	3枚	3枚	3枚	2枚	1枚	1枚
綿シャツ(トレーナーやTシャツ)	3枚	3枚	3枚	2枚	1枚	1枚
パジャマ(毎日持ち帰りとなります)	個々に応じて 声掛け致します	1組	1組	1組	1組	
上靴・上靴袋(週末持ち帰り用) (白無地のバレエシューズに限ります。)			1足 (1月頃～)	1足	1足	1足
ハンガー			1本(秋頃)	2本	2本	2本
バスタオル(冬は1枚ブランケット可) (お昼寝の掛・敷のシートとして)	2枚 (冬はブランケット)	2枚、お昼寝時の掛・敷シートとして使用します。 ※幼児クラスでリュック登園される方は、バスタオルを別のカバンに入れて持って来て下さい。(5歳児…土曜保育要の子のみ)				
手拭きタオル(ループ付きタオル)	必要な時	1枚	1枚(前半)			
ハンカチ			1枚(後半)	1枚、体操服ズボンに入れて来て下さい。		
スーパーの袋(大きめのもの)				毎日1枚		
ビニール袋(30cm×53cmくらいのもの) ※汚れた服を入れるため等に使用します。	園に一袋、常時置いておきます。 ※なくなり次第、声かけ致します。					
足拭きタオル(フェイスタオル)	1枚					
シャワー用タオル(フェイスタオル) (排便後、おしりを洗い、拭くために使用)	3枚		2枚	1枚	1枚	
コップ・コップ袋			11月頃～	1個(コップとコップ袋は清潔にするため、毎日交換してください。)		
歯ブラシ・歯ブラシケース ※給食後、歯磨きをします。ケースについては、2歳で 用意して頂く際、見本を展示致します。			1本 (11月以降)	1本 (歯ブラシは毎日洗淨・乾燥して 持って来て下さい)		

13 こども園での基本デイリー

時間	保育標準時間(2・3号認定)	保育短時間(2・3号認定)	1号認定(3歳児以上)
7:00～	随時登園 自由遊び	延長保育(別途料金)	預かり保育(別途料金)
8:30～		随時登園 自由遊び	
9:00～	乳児:おやつ朝の会 幼児:体操 朝の会		随時登園 体操 朝の会
10:00～	0歳児:設定教育・保育及び午前睡(月齢等子どもの状態に応じて) 2歳児以上:設定教育・保育		設定教育・保育
11:00～	0,1歳児給食、午睡		
11:30～	2歳児給食、歯磨き、午睡		
12:00～	幼児給食(毎日の給食は事務所横に見本を展示しています。)		
13:00～	3,4歳児午睡(4歳児は夏頃までの午睡)		自由あそび
～14:00	4,5歳児 自由遊び		降園
14:00～			預かり保育 (別途料金)
14:30	着替え		
15:00	おやつ		
16:00	お帰りの会		
～16:30	自由あそび	降園	
16:30～	幼児は合同保育 随時降園	延長保育(別途料金)	
～18:00			
18:00～	延長保育(別途料金)	/	/
～19:00	自由あそび おやつ		

14 独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済制度の概要および加入のお知らせ

1) 制度の目的及び内容

この制度の名称は独立行政法人日本スポーツ振興センターと称し、会の目的は、学校安全の普及充実を図るとともに、園の管理下でおきた災害(交通事故を除く)の園児の負傷・廃疾・死亡に関して必要な給付を行うものであり、保護者の同意を得て、園の設置者が加入手続きをします。全国のほとんどの園が加入しています。

2) 園管理下の災害の範囲

・園の管理内にいたとき。その中には、園の行事、又園の指示により園外にいたときも含まれます。

また、園の登降園中も該当します。(但し、通常経路によるもの)

3) 加入手続及び掛金

- ・在園中の園より5月1日現在で加入します。
- ・途中転園されても加入扱いとなります。
- ・未加入者は途中より加入となります。
- ・災害共済給付経費は、国庫補助金、学校設置者負担金、保護者負担金で運営されています。

今年度掛金

負 担 割			掛 金
こども園	園負担	35円	275円
	加入者負担	240円	

※要保護家庭については掛金40円で園が全額負担します。

4) 給付手続き及び給付金

- ・在園中の園で取り扱いします。帰宅後に医療へかかれた場合は、園まで申し出て下さい。
 - ・給付金は申請手続きのあと約3～4ヶ月後、園よりお渡しします。
 - ・同一災害の傷病について、医師の指示により受療している場合は、7年間医療費が給付されます。
- ※ 医療費の保険点数が500点以下の場合は対象外になりますので申請できません。
- ※ 申請の期限は、災害日より2年以内となっています。

15 賠償責任保険の加入

東光こども園では、上記の災害共済制度の他に、下記の支払限度額をもった損害賠償責任保険に加入しています。

- ・施設・施設業務 1事故につき 2億円 1名につき3千万円
- ・生産物(給食) 1事故につき 2億円 1名につき3千万円

16 健康管理について

乳児室での「ケガ」について

乳児室では、安全を第一に教育・保育を心掛けていますが、集団生活の中では思いがけない事故がおこる場合もあります。万一子どもに事故が起きた場合、園より、保護者の方へ連絡の上、最寄りの医療機関に受診致します。(保険証をお持ち頂きます)

- ・ 通院につきましては、原則として園で行います。
- ・ 治療費につきましては、後日保険手続きに必要な所定の用紙、領収書が必要となります。

乳児室では、「健康な身体をつくる」ことを目標としています。

① 規則正しい生活習慣を身につけましょう。

睡眠 … 朝はきまった時間に起こし、夜は9時までには寝かせましょう。

朝食 … 必ず食べて登園しましょう。

排泄 … 朝食後に排便する習慣をつけましょう。

☆ 週の始めには爪の点検をお願いいたします。

- ② 子どもの状態を知っておきましょう。(朝のチェックポイント)
- (1) 熱は平熱でしたか？(お子さんの平熱を知っておきましょう。)
 - (2) 顔色・顔の表情は良かったですか？
 - (3) 機嫌は良かったですか？
 - (4) 便秘していませんか？下痢していませんか？
 - (5) 嘔吐していませんか？

☆ 朝から機嫌や調子が悪い場合は職員までお伝え下さい。

- ③ 次のような時は、お迎えや状態の連絡をさせていただきます。

・登園後、発熱した時

(体温が37.5℃以上、または平熱より1℃以上高い時や、微熱の続く時。)

・下痢・嘔吐のひどい時や下痢等が続く時。

・咳がひどい時や咳が長く続く時。

・いつもと様子が違ったり、気になる症状がある時。

決して体調の悪い時は無理をさせないようにしてください。基本的に熱のある場合はお預かりできません。また、家庭でけいれんを起こした場合は、必ず担任にお知らせ下さい。

◎こんな時は休ませて下さい

- (1) 身体の具合が悪い時(発熱・下痢・嘔吐等)

37.5℃以上の発熱があるときは受入れできませんのでご了承下さい。

- (2) 伝染病疾患にかかった時(はしか・水痘・流感・結膜炎等)

- (3) 児童の家族の中で感染症にかかった時は、医師の診断を受け園にもお知らせ下さい。

- (4) 仕事が休みで家庭保育可能な場合は、できるだけ子どもと一緒に過ごして下さい。

- ⑤ 健康診断について

毎月、身体測定を行います。(日程は園だよりに記載します。)

内科健診(年2回)及び歯科健診、眼科健診、耳鼻科健診(年1回)は、園嘱託医が行います。

尿検査は年1回行います。(2歳児のみ)

- ⑥ 予防接種について

集団生活をしていく上で感染症は、ほぼ避けられないものです。

感染症の中には、人工的に免疫を与え、病気にかからない様に、あるいはかかっても軽く済ませられる予防接種があります。体調のよい時に主治医にご相談下さい。また、予防接種を受けられた方は、看護師、または担任までお知らせ下さい。



- ⑦ 市の健康検査について

保健センターでは、4ヵ月児健診、1歳6ヵ月児健診、2歳6ヵ月児歯科健診、3歳6ヵ月児健診が実施されています。地域における医療機関の健診も必ず受けましょう。受診された方は、看護師、または担任までお知らせ下さい。3歳半健診を受けていない方は、就学までに必ず受診するようにしてください。

◎おひるねについて

乳児室では0・1歳児クラスで仰向け寝を心掛けています。また、午睡中は各クラスで安全確認を行っています。子どもの安全を確保する為、ご家庭でも協力お願いします。

17 発達相談について

育児や保育の中で、言葉が遅い、歩き方が気になる、落ち着きがない等、悩んだり心配されている場合は、保護者や担任の申し込みによって発達相談を受けることができます。心理判定員・療法士・保育教諭が担当します。利用される方は、担任までお伝えください。

18 お薬について

乳児室・こども園では、原則として薬を飲ませることが出来ません。

ただし、症状によっては、医師の指示を受け、やむを得ない場合に限り、医師に処方された薬で、1回分のみ飲ませる場合もありますので、看護師または職員にご相談ください。

注1: 医師に乳児室・こども園に通園している事をお伝え頂き、一日2回の処方をしていただく様をお願いしてください。

19 感染症について

園では、年齢の小さな子ども達の集団の場ですので、流行はできるだけ避けたいと考えています。感染症もしくはその疑いがある時は必ず囑託医、その他の医師において、その感染症の予防上支障がないと認められる時期まで休園させていただきます。完治後、登園の時は、意見書(用紙は、事務所にあります。)を提出して下さい。(病院の用紙は、証明料が必要な場合があります。自己負担となりますのでご了承ください。)

感染症とは、インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、流行性角結膜炎、白色便下痢症、溶連菌感染症等です。伝染性膿痂疹(とびひ)は、医師の診断に従ってください。

感染症の種類によっては、子どもの健康保全のため、関係機関からの指示に従い、クラス閉鎖あるいは園閉鎖を行う場合がありますので、ご協力ください。

なお詳しくは、下表の「感染症一覧表」をご覧ください。

☆ 集団生活を行っておりますので、御理解、ご協力をお願い致します。

医師の意見書は不要だが受診の必要がある感染症

病名	主な症状	潜伏期	
手足口病	軽い発熱、小さな水疱が口の中や手足にできる。	3～6日	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普通の食事ができること
伝染性紅斑(りんご病)	両頬に少し盛り上がった麻疹様様の発疹、発熱	17～18日	全身状態がよいこと
突発性発疹	38℃～40℃の熱が3～4日続く、解熱と同時に発疹	7～14日	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
伝染性軟属腫(水いぼ)	1～5mm大の白色調のいぼができる		症状に応じて医師の診断をうけてもらう場合がある。プールへの入水は化膿したり、悪化していない場合は可能である。
伝染性膿痂疹(とびひ)	米粒から豆大の水疱ができ、破れて膿がでる。かゆみ	2～10日	顔又は身体の広い範囲にでき、ガーゼなどで覆えない場合は出席を見合わせることもある。 ※とびひが疑われる場合は医師の診断を受け、登園出来るかどうかの確認をし、登園可能と診断された場合は意見書に記入してもらう。 ※悪化を認めた時や出席停止となった場合は再度診断をうけていただき、登園可能となった場合、意見書に記入してもらう。 ※プール・シャワー等についても医師に確認

※上記以外の疾患でも、医師の意見書や園からの指示をお願いする場合があります。

『新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス等感染症療養報告書』が必要な感染症

※保護者の方に記入して頂く書類です。(医師の証明は不要)

病名	主な症状	潜伏期	出席停止期間の目安
インフルエンザ	高熱、関節や筋肉の痛み、全身倦怠感、咳、のどの痛み	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで。
新型コロナウイルス	高熱、関節や筋肉の痛み、全身倦怠感、咳、のどの痛み	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで。

医師の意見書が必要な感染症

病名	主な症状	潜伏期	出席停止期間の目安
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、項部硬直 意識障害		症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで。
百日咳	コンコンヒューヒューという 短く激しい咳が続く	1～2週	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで。
麻疹 (はしか)	発熱、鼻汁、目やに、発疹	10～12日	熱が下がって3日を経過するまで。
風疹 (3日はしか)	38℃前後の発熱、発疹 リンパ節の腫れ	2～3週	発疹が消失するまで。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱、耳の前下部の腫れと痛み (片方だけのこともある)	2～3週	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
水痘(みずぼうそう) (帯状疱疹)	発疹→水疱→かさぶた 軽い発熱	2～3週	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウイルス)	38～40℃の発熱、のどの痛み、 目の充血、めやに	5～7日	主要症状が消失した後、2日を経過するまで。
結核	軽い発熱、全身倦怠感 2週間以上続く咳		症状に応じて医師が感染の恐れがないと判断するまで。
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	激しい腹痛、水溶性の下痢 血便	4～8日	症状に応じて医師が感染の恐れがないと判断するまで。
流行性角結膜炎 (はやり目)	目の異物感、充血、目やに まぶたの腫れ、瞳孔点状混濁	4～10日	眼症状が改善し、医師により感染の恐れがないと判断するまで。
急性出血性結膜炎 (アポロ病)	目の激しい痛み、結膜充血 異物感、涙が出る	1～2日	症状に応じて医師が感染の恐れがないと判断するまで。
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、赤いアツアツの舌 扁桃が赤く腫れる、発疹	2～5日	抗菌薬内服後24時間～48時間経過していて医師が感染の恐れが無いと判断するまで。治療の継続は必要
ヘルパンギーナ	39℃前後の発熱 のどに小さな水疱ができ痛む	2～7日	症状に応じて医師が感染の恐れがないと判断するまで。
RSウイルス感染症	発熱、咳、喘鳴、呼吸困難症状 細気管支炎や肺炎併発	4～6日	重篤な呼吸症状が消失し、全身状態が良いと医師が判断するまで。
ヒトメタニューモウイルス	発熱、鼻水、咳、まれに下痢、嘔吐	4～5日	咳などの症状が安定し、医師が感染のおそれがないと判断するまで
マイコプラズマ肺炎 (異型肺炎)	発熱、激しい咳	2～3週	発熱や激しい咳が治まっていること(症状が改善し、全身状態が良いと医師が判断するまで)
流行嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎)	下痢、腹痛、嘔吐、発熱	1～3日	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれ、医師が感染の恐れがないと判断するまで。
ウイルス性肝炎	発熱、嘔吐、解熱後の黄疸	4～7週	医師が感染の恐れがないと判断するまで。 (B・C型肝炎の無症状病原体保有者は登園可能)

20 園と家庭の連絡について

子どもたちにとって、より望ましい保育をするために、家庭とこども園とが日頃から連絡を密にしながら、意思の疎通をはかっていきたいと思っております。

☆ノートについて

0,1,2 歳児…毎日、連絡ノートに「睡眠・排便・食事等」の様子を記入してください。

園からの連絡(イロドリ)も必ず読んで下さい。担任から、園でのその日の子どもの様子や連絡事項などを記入します。また、ご家庭での子どもの様子や気になることがあればお書き下さい。

3歳児～ …基本的にお子様から園での様子をお聞き下さい。連絡事項等があれば、担任からも記入致します。自由記入ですので必要な時にいつでもご利用下さい。

☆お休みについて

お休みをされる場合は、前日又は当日**朝9時**までに必ずイロドリにてご連絡下さい。

また、登降園が遅れる場合もご連絡下さい。朝9時の出席調べをした時点で御連絡がない場合、0歳児の離乳食の方、アレルギー児の方は調理の関係上、用意ができなくなりますのでご注意ください。

☆連絡について

- ・ 毎朝の体調・送迎者等を毎朝9時までに入力して下さい。(休みの場合も)
- ・ 園からの連絡は、イロドリ・連絡帳・エントランス・印刷物によって行います。イロドリを見て頂き、毎日カバンの中をお調べになり、必ず読んで下さい。返事を要するものは指定した期日中に ご返事願います。不明な点があれば、園へお問い合わせ下さい。
- ・ 教育・保育時間中は、基本的には担当の保育教諭は呼び出せません。緊急時以外は、電話に出た者に伝えて下さい。
- ・ 住所や勤務先、携帯電話、その他変更があった場合はすぐに届け出て下さい。
- ・ 特に両親の連絡先は、常に明確にしておいて下さい。(基本的には、職場へご連絡させていただきます。お仕事がお休みの場合、連絡先をお知らせ下さい。)
- ・ 発熱等で、こども園からの連絡を受けた時は、できるだけ早くお迎えに来て下さい。
- ・ 園児の安全確保に関する園に関係のあるお知らせは『イロドリ』にてお知らせします。
- ・ 退園する場合は、必ず1ヵ月前までには退園届を提出して下さい。

21 送迎について

送迎に車を利用される方は子どもたちの安全のため、また地域の方へのご迷惑とならないためにも下記のことを守っていただきますよう、お願い申し上げます。

- ・ 朝夕の送迎は、原則として保護者の方をお願いします。保護者の方以外の方がお迎えの場合は、必ず事前にご連絡ください。ご連絡がない場合、確認の電話をさせていただきます。
- ・ 送迎時、駐車場や階段では、必ず手を繋いでください。
- ・ 送迎時、『イロドリのカメレオンコード』にて登降園管理させていただきます。
- ・ 小学生だけの送迎はお断りしています。
- ・ 乳児室近辺にお住まいの方については車での送迎をご遠慮ください。
- ・ 送迎時、園内での飲食は固く禁じております。

(アレルギーのお子様もおられますので、必ずお守り下さい。)

乳児室への出入りは

- ◎ 乳児室周辺は、小・中学校の通学路にもなっていますので、車で送迎される場合は**最徐行**でお願いします。
- ◎ 送迎は、**短時間での送迎**をお願いいたします。特に、朝・夕の送迎時はお互いに迷惑にならないように譲り合って下さい。
- ◎ 車を離れる際には、貴重品は必ず身につけて下さい。(車上荒らしにご注意下さい。)
- ◎ 子どもたちの安全のため、玄関は常に施錠します。ご用の方はインターホンを鳴らして下さい。
- ◎ 園外・駐車場で事故・トラブルにつきましては、園は一切責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ◎ 東光こども園の駐車場は出入口が決まっています。逆走したり、スピードの出しすぎ等、お気をつけ下さい。

22 虐待防止について

1. 「児童虐待の防止等に関する法律」により、職員は児童虐待の早期発見に努める義務があり、日頃の教育・保育の中で児童虐待の兆候をいち早く発見できるように保護者や子どもの様子に注意を払い、「何かおかしい」という感性を研ぎ澄まし、疑いを持ったときに園長に報告し、全職員の問題確認と共通理解を図ります。
2. 保護者への助言指導で経過を観ることが可能か、それが不可能で生命の危険が感じられる、子どもの状態が悪くなる、保護者の対応に手を焼く、などの時はすぐに専門機関に通告(相談)します。
3. その他必要に応じて虐待の予防に努めるようにしています。

23 個人情報保護に関する基本方針

当法人は、個人情報の性格と重要性を十分認識し、園児や保護者等の個人情報の取扱いに当たり関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、個人情報の適切な保護に万全を尽くし、保護者の皆様や地域から信頼される園づくりに努めてまいります。

1 個人情報の取得、利用及び提供について

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的をできるだけ特定した上で本人に通知、又は公表します。
- (2) 個人情報はその利用目的の範囲内で適切に利用し、外部に提供する場合は本人の同意を得ることとします。

2 個人情報の適正な管理について

- (1) 個人情報は、漏えい、滅失又はき損などがないよう適切に管理します。また、不要となった個人情報は確実に廃棄又は消去します。
- (2) 役職員や関係者に対しては、個人情報に関する教育・研修を実施し、個人情報保護に対する意識を徹底します。
- (3) 利用目的達成のため、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

3 個人情報の開示、修正及び利用停止について

当法人は、本人から個人情報について開示、修正及び利用停止の請求があった時は、内容を確認し、速やかに対応いたします。

4 苦情等への対応について

当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情・要望・質問に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。個人情報の取扱いに関し、苦情等がございましたら下記までお申し出ください。

5 その他

当法人での、行事、アルバムなどの映像や写真を保護者や関係者に配布したりする事をご了解いただき、また、その取扱いにつきましては、該当者の不利益にならないようにご配慮いただくようお願い申し上げます。

24 苦情受付窓口の設置について

社会福祉法第 82 条の規定により、本園では保護者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。

1. 苦情解決責任者 藪 洋亮(園長)
2. 苦情受付担当者 藪 亞希(副園長)・吉原 めぐみ(主幹保育教諭)・松阪 利香(主幹保育教諭)
3. 第三者委員 池内 清一郎(弁護士)連絡先(072-422-4739)
柴山 俊彦(監事)連絡先(072-298-4845)

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより、職員あるいは苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申出することもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

職員、苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 府市町村段階の苦情対応窓口

岸和田市子育て施設課:072-423-9483、大阪府子育て支援課:06-6941-0351

◎ 電話相談受付

地域の方々の子育てに関する不安や悩み事などを育児相談員、スマイルサポーター、保育教諭や看護師が電話にて相談にのります。

乳児室における気象警報発令時の対応(H31.4.1から適用)

気象警報	対象区域	時間	保育園の対応
特別警報 暴風警報	岸和田市	① 午前6時現在 ② 午前7時(開所時間)現在 ③ 午前7時(開所時間)以降	① :登園待機 ② :臨時休園 ③ :保育中止
大雨警報 洪水警報 波浪警報 高潮警報			①②③:原則、平常時対応 ※園児の安全上、問題が生じるおそれ等があると判断した場合は、臨時休園、開園時間の繰り下げ、閉園時間の繰り上げ等の措置を講じる。 <u>地域に避難情報(避難準備・避難勧告・避難指示)が出ている又は出された場合</u> ①:登所園待機 ②:臨時休園 ④ :保育中止

乳児室における地震(津波)発生時の対応(H31.4.1から適用)

震度5弱以上	①開園前(午前7時まで)⇒臨時休園 ②開園時間後⇒保育中止 こども園のマニュアルに基づき対応する。 ※こども園が安全に保育できる環境と確認できれば、保育を再開する。 ③休日に発災した翌日⇒原則、臨時休園 ※開園する場合は、保護者へ連絡する。	津波警報(大津波警報)	◆南海本線以西に位置する保育園 (公立:浜、千喜里、春木) (民間:中央、五風会、はちまん、双葉、ピポル大芝) ①開園前(午前7時まで)⇒臨時休園 ②開園時間後⇒保育中止 こども園のマニュアルに基づき対応する。
震度4以下	⑤ ⇒原則、平常時対応 余震の状況、こども園の施設や周辺道路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、園長の判断で臨時休園、開所時間の繰り下げ、閉園時間の繰り上げ等の措置を行う。 ※臨時休園等の際は、園長が状況を判断し、子育て施設課へ報告した上で対応する。		◆上記保育園以外⇒原則、平常時対応 避難者の状況等により、臨時休園、保育の中止、開園時間の繰り下げ・閉園時間の繰り上げ等の措置を行う。 ※臨時休園等の際は、園長が状況を判断し、子育て施設課へ報告した上で対応する。

乳児室における大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応(H31.4.1から適用)

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、Jアラート(全国瞬時警報システム)により、注意が必要な地域に警報(サイレン)が出されます。

Jアラートの内容	取るべき行動	保育所(園)の対応
【ミサイル発射情報と避難の呼びかけ】 「ミサイル発射。避難して下さい」*1 【直ちに避難することの呼びかけ】 「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります」*2	屋内 ◇できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する 屋外 ◇近くの建物や地下に避難する ◇適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る	【開園前】 *1～*3の情報が発信された場合 ⇒登園待機 *3の情報が発信され、 <u>大阪府域に落下した場合</u> ⇒臨時休園
【落下場所等についての情報】 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります」*3 「ミサイルは〇〇海に落下した模様」*4	◇引き続き屋内に避難 ◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努める ◇行政からの指示に従う ◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認 ◇引き続き避難する必要なし	*1に引き続き*4の情報が発信され、安全が確認できた場合 ⇒登園待機解除 開園時間の繰り下げ等
【ミサイル通過情報】 「ミサイル通過。〇〇から〇〇へ通過した模様」*4	◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認 ◇引き続き避難する必要なし	【開園時間後】 こども園のマニュアルに従って行動する 安全が確認できるまで保育中止

お願い

◎保育中に警報等が発令された場合、速やかなお迎えをお願い致します。

◎緊急時、“イロドリ”にてお知らせを致します。ご登録をお願い致します。

◎災害時、東光みやまえ乳児室が危険と判断した場合、中央公園等に避難している場合があります。また、東光こども園が危険と判断した場合、隣の和秀会か光陽中学校等に避難している場合があります。その場合、門外や入口に避難場所を示していますので、ご確認ください様、お願い致します。

また、市外へ御勤務されている方など、送迎が困難になった場合のお迎え方法を普段からご家族でご相談いただきます様お願い致します。

26 給食について

乳児室では、衛生管理を徹底し、全児完全給食(東光こども園より搬入)を実施しています。食事は、「子どもたちの確かな成長と豊かな発達的基础づくり」です。

献立は、「楽しい給食」を目標に、質、量、栄養について栄養士が中心となって作成しています。献立表は毎月お渡しします。(岸和田市の献立表を基にしています。)

食事指導では、「一貫性のある食生活」を大切にしていますので、家庭での食生活についても、特に好き嫌いなく何でも食べられるよう、また、規則正しい食生活をするように心がけましょう。

1. 食物アレルギーの子どもへの対応について

食物アレルギーのあるお子様の給食は、集団給食という制約がある中で、可能な範囲で除去・代替食の対応をします。除去・代替食は、医師の指導に基づいた対応をすることと、家庭とこども園で統一した取り組みをすることが必要ですので、食物アレルギーのあるお子様の保護者の方は、以下の項目によるご協力をお願いします。

- ① 食物アレルギーのある子どもに対する食事制限は、医師の診断・指導のもとに実施しますので、[様式1]「アレルギー除去食申込書」と共に、[様式2]「食物アレルギー除去食指示書」(医師記入分)を保育園に必ず提出して下さい。
 - ◎ 成長に伴って除去食対応を変更する場合や、必要としなくなる場合がありますので、「アレルギー除去食指示書」は、概ね6ヶ月ごとに提出して頂きます。
 - ◎ 「アレルギー除去食指示書」が有料の場合は、保護者負担になります。
- ② アレルギー除去食の必要がなくなった場合および、一部変更があった場合は、[様式2-2・2-3]「食物アレルギー除去食(1.解除 2.一部変更)届」を提出して下さい。届けの提出をもって、アレルギー除去食実施を終了、または変更致します。なお、一部変更の場合は、「アレルギー除去食指示書」も併せてご提出下さい。
- ③ 給食は、集団生活を原則として可能な範囲でアレルギー除去をしていきます。なお、集団給食の限界を超える場合は、お弁当を持ってきてもらうなど、家庭で対応して頂くことがあります。
- ④ 家庭と園との対応を統一するために、必要に応じて児童の健康状態や献立・調理方法について話し合う機会をもちます。家庭でも必ず同じ様に対応をお願いします。(家庭での調理方法などの対応を変更した場合もお知らせ下さい。)
- ⑤ 毎月、献立表にてアレルギーチェックをしています。保護者の方に最終確認して頂きます。必ず目を通し、園の方までご連絡下さい。

※保護者が以上のことを守って頂けない場合は、アレルギー除去食の対応が出来なくなる場合があります。

27 保護者負担について

入園後は以下の教育・保育の提供に要する利用者負担をお願い致します。

項目	内容、理由、目的	金額	徴収時期
① 保育料 (0～2歳児)	認定区分ごとに岸和田市が定める保育料 ※3歳児からは無料となります。	市民税の階層によって決定	毎月27日
②主食代	2号認定子ども(3,4,5歳児)・毎月の米などの主食代	1ヶ月 1,000円	毎月27日
③副食代	2号認定子ども(3,4,5歳児)・毎月のおかずなどの副食代	1ヵ月 4,500円	毎月27日
④給食代	1号認定子どもの毎月の主食、副食、間食などの給食費	1ヶ月 4,400円	毎月27日
⑤行事費	行事でのプレゼント・遠足代 等(※2020年度より改正)	年額 1,500円	入園/進級当初
⑥帽子代	クラス別カラー帽子(卒園まで同じ色の帽子です。)	1個 1,100円	入園/随時
⑦保険料	スポーツ振興センター災害共済掛け金 保護者負担分	年間 240円	入園/進級当初

園服(体操服)の購入費用(令和5年4月以降の値段)

種 類	金 額
半袖体操服 (2歳児より必ず購入)	1,700円
半ズボン (2歳児より必ず購入)	1,700円
長袖ジャージ(2歳児より必ず購入)	2,600円
長袖体操服 (希望者のみ購入)	2,000円
長ズボン (希望者のみ購入)	2,500円

個人で所有する物品の実費

用品名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	金額
氏名印(卒園・退園時にはお返しします) 新入園児のみ	◎	○	○	○	○	○	250円
連絡ファイル	◎						120円
連絡ノート(入園時/随時)		◎	○	○	○	○	100円
自由画帳				◎	○	○	300円
サクラクレパス				◎	○	○	400円
はさみ(フッ素はさみ)				◎	○	○	470円
色鉛筆(トンボ)				◎	○	○	630円
不易のり(ケース付)				◎	○	○	180円
油ねんど				◎	○	○	450円
ねんどペラ(大)				◎	○	○	250円
ねんどケース				◎	○	○	260円
ねんど板				◎			530円
カラーお道具箱				◎	○	○	660円
連絡帳入れ				◎	○	○	120円
線・文字・数字ドリル・(鉛筆代含む)				◎	◎	◎	1,100円
不易ノリ(補充代として) 年度初めに集めます。					◎	◎	50円
色鉛筆・クレパス(単品)※				○	○	○	60円
※色鉛筆・クレパスについては、12色の指定の色を園でご購入下さい。 12色以外の色は入れない様をお願い致します。お友だちとのトラブルの原因となります。							

※ 氏名印は、お名前が変更になった場合も料金を徴収致します。

預かり保育・延長保育にかかる費用

- ・1号認定、保育短時間認定の園児が基本保育時間以外で預かり保育・延長保育を利用する場合
1回につき500円となります。その都度徴収とさせていただきます。
- ・2号認定・3号認定(標準保育時間)の園児が延長保育を利用する場合

時間帯	一般世帯		生活保護世帯		非課税世帯	
	日額	月額	日額	月額	日額	月額
18:01～18:30	200円	岸和田市	200円	岸和田市	200円	岸和田市
18:31～19:00	400円	基準	400円	基準	400円	基準

月額の場合(該当月初めに徴収)日額の場合(その都度徴収)

28 保育料等の納入について

保育料は、岸和田市保育所保育料徴収金表によります。(所得により決められます。)毎月指定日に納入してください。保育料の問合せは、こども園または保育課へお問い合わせ下さい。定められた保育料の納入が困難な場合は、こども園に申し出てください。毎月、お支払いは振込みになります。(手続きが完了するまでは手集金となります。)(池田泉州銀行 泉州営業部にて口座をお作りください。)

29 保育料等の徴収方法について

(1) 保育料等の徴収方法

P.21 27の表①保育料～⑦保険料の徴収方法については、原則として銀行の自動払込とさせていただきます。銀行の口座をお持ちでない方は、新規口座開設の上、自動払込の手続きをお願いいたします。

徴収の流れにつきましては、前月末に請求書をお渡しし、当該月10日引き落とし、当該月末に領収書をお渡しするという形になります。払込不能であった場合には当該月末にご連絡させていただき、基本現金でお支払いいただくという形になります。

システム手続きの関係上、自動払込の開始は7月分からの予定となります。4～6月分については現金徴収とさせていただきます。お手数おかけいたしますが、ご理解とご協力よろしくをお願いいたします。

～長期入院および、診断書が必要な長期病気でのお休みについて～

(2) 1ヶ月全日欠席をする場合

1ヶ月全日欠席する場合、毎月10日に自動払込の分について、一旦納付していただいたあと、①保育料と②主食代(③給食代)については、全額費用を次月の請求分から差引、または還付とさせていただきます。それ以外の④～⑥の項目については、出欠にかかわらず納付していただいた分についての還付・差引請求などはございませんのであらかじめご了承ください。

(3) 1ヶ月の中で連続して15日以上お休みする場合

1ヶ月の中で連続して15日以上お休みする場合、毎月10日に自動払込の分について、一旦納付していただいたあと、①保育料については、半額費用を次月の請求分から差引、または還付とさせていただきます。それ以外の②～⑥の項目については、出欠にかかわらず納付していただいた分についての還付・差引請求などはございませんのであらかじめご了承ください。

(4) 保育料・利用者負担の滞納者に対する処置

保育料・利用者負担等の未納が納付期日後1か月以上に及んだ園児については、登園を停止することがあります。また、引き続き保育料・利用者負担等を納付しないときは、除籍することがございますのでご了承ください。

ただし、2号認定・3号認定の子どもの場合、利用契約を解除する場合は、市町村へ事前に解除す旨の通知をし、利用契約を解除するものとします。